

「道路について」まちづくりの会の意見



● 防災まちづくりの会では、巣鴨五丁目地区における防災道路(幅員6m道路)の必要性について意見交換を行い、「**防災道路は必要である**」という見解になりました。

また、防災道路のネットワークとしては、朝日通りと救援センター(朝日小学校)を中心に、白山通りや西ヶ原みんなの公園に繋がる道路があれば安心だという意見にまとまりました。

2 今後の活動予定

緊急事態宣言や東京アラートが解除されましたが、まだまだ新型コロナウイルス感染の脅威は続いています。今後一カ所に集合しての活動は状況を見て慎重に開催したいと思います。もし状況が変わらないとしても、まちづくりの会の活動は続けていくべきであると考えておりますので、第10回防災まちづくりの会で行ったように、書面方式で開催するなど開催方法を工夫し、安全に配慮して活動を続けていきます。

3 会員(委員)を募集しています

防災まちづくりの会では、今後とも活発な意見交換を行っていく予定です。そこで、あなたも、巣鴨五丁目の防災上の課題解決策や、より良い住環境の形成について、一緒に話し合ってみませんか？

参加すると、知らないことをたくさん知れて楽しいですよ！

本会に参加を希望される方は、下記の事務局までご連絡ください。



●事務局●



TOSHIMA CITY

豊島区 都市整備部 地域まちづくり課 沿道推進グループ

TEL: 03-3981-3449 FAX: 03-3980-5135

メール: A0022706@city.toshima.lg.jp

株式会社 双葉 地理空間情報部

TEL: 03-3953-3249 FAX: 03-3953-3289

1 令和2年度の防災まちづくりの会は書面方式での開催から始めます！

■安全に配慮した防災まちづくりの会の開催方法

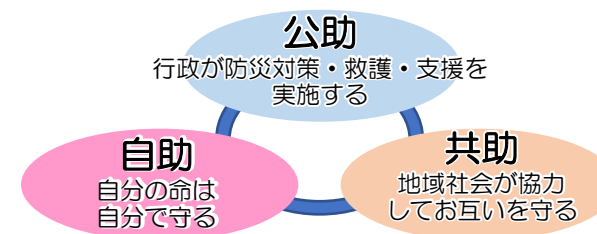
当初、第10回巣鴨五丁目地区防災まちづくりの会は、令和2年5月に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見合わせておりました。しかしながら、巣鴨五丁目地区における防災まちづくりの会の活動は重要であると考え、一カ所に集合しての開催ではなく、書面上でまちづくりを検討する「**書面方式**」で開催し、活動を再開いたしました。

■第10回防災まちづくりの会

これまで「防災機能を有する公園・広場」や「道路」の整備についてなど、防災の「ハード面」について検討を続けてきました。

その中で実際に災害が起きた時、住民はどのように身を守ればよいか検討する必要があるという意見があり、防災の「ソフト面」についての検討を始めました。

そして、令和2年度最初となる第10回では、防災対策の基本である「自助・共助・公助」(下図)の3つの内、地域の防災力が重要となる「**自助・共助**」について検討しました。今回は書面方式での開催という事で、「**住民への防災に関する情報提供**」や「**災害に備えて近所付き合いを強めるため**」の、巣鴨五丁目の地域特性に応じた自主的・主体的かつ実現可能な活動について意見を募りました。



大きな災害が起きた時「公助」だけの対応では限界があるから「自助・共助」という地域の防災力が重要なね



●本号では道路の整備方法などについて掲載します。



前回の第4号では、道路網の形成の考え方や狭あい道路、消防活動困難区域などに関する情報を掲載しました。

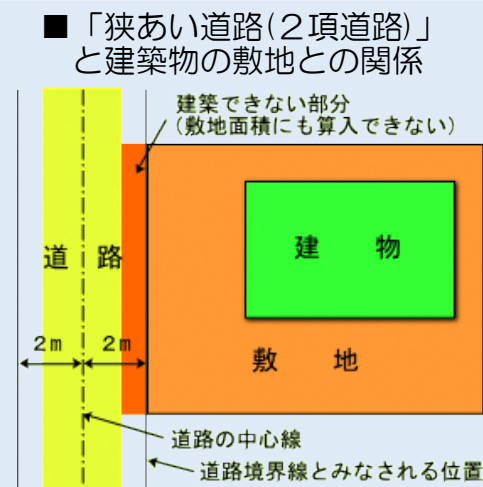
次ページでは、前号でお伝えした通り、**狭あい道路の整備方法**や、**消防活動困難区域解消の方法**などをお知らせ致します。

「道路」について

①狭あい道路の整備方法

～狭あい道路とは～

- 法律上の定義はありませんが、行政が使用する場合は、幅員4m未満の「2項道路」(*)をさすことが多いです。
※「2項道路」とは、建築基準法施行時既に存在する幅員4m未満の道で、特定行政庁が指定したもの
- 震災時には建物等の倒壊による道路閉そくが発生し、二方向避難の確保に支障が生じる可能性があります。



狭あい道路拡幅整備事業 (豊島区ホームページより)

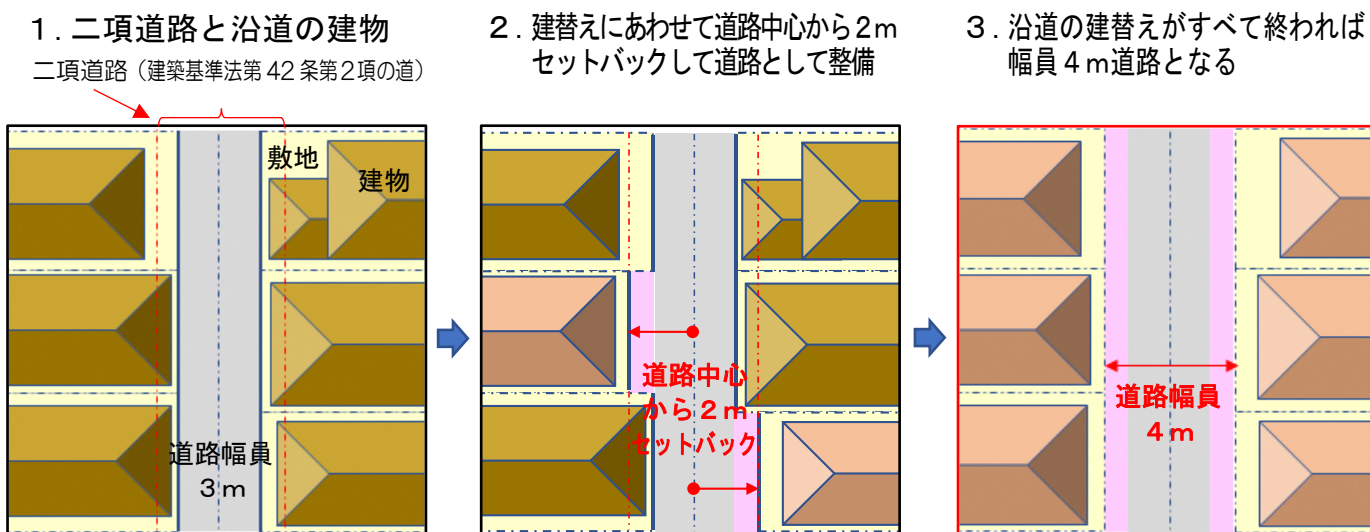
区内には、道幅4メートルに満たない道路(狭あい道路)が多く、防災、救急、消防活動の妨げになったり、日照や通風への影響があるなど、安全で住みやすい環境を作る上で大きな障害となっています。

このような状況を改善するために、区は、「狭あい道路拡幅整備事業」を進めています。これまでに、区民の皆様のご協力により、区内全域の狭あい道路の約36.8%(令和2年3月末現在)が整備されました。

【事業内容】

- 狭あい道路に接する敷地に新しく建物を建築(増築、塀の改修を含む)する場合には、建築基準法で定める線まで後退して建築しなければなりません。
 - 区では、後退用地や隅切り用地を建築主などの承諾を得て、L形側溝や境石を設置することにより道路境界を明示して、道路として整備しています。
- また、事業を推進するために助成金、奨励金の制度を設けています。

狭あい道路(二項道路)の整備イメージ



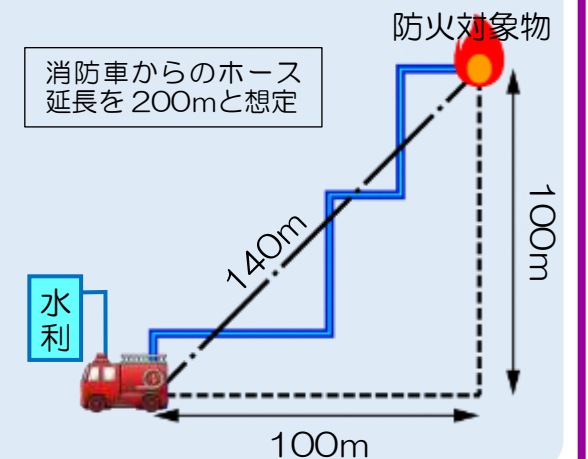
②消防活動困難区域の解消方法

～消防活動困難区域とは～

- 幅員6m以上の道路から、消防活動が容易にできる140mよりも離れた範囲を、災害時の消防活動困難区域と設定します。(注意:あくまでも大きな地震災害が発生した場合の道路幅員と消防活動の関係からの設定です。)

[出典:都市防災実務ハンドブック編集委員会(2005)『震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引き』ぎょうせい、推薦:国土交通省都市・地域整備局都市防災対策室]

■ホース延長と到達距離の関係



消防活動困難区域の解消方法について

災害時の消防活動困難区域の解消のためには、震災時に有効な消防水利(防火水槽等)が適切に配置されていることと、数台の消防車が進入して消火活動できる幅員6m以上の道路網を整備していく必要があります。

巣鴨五丁目では(駒込六・七丁目も含めて)、居住環境総合整備事業[住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)]により、幅員6mへの道路拡幅整備(拡幅用地買収、老朽建築物等の除却、外構・建物の補償、道路整備等)を行うことができることとなっています。

そのためには、整備する路線沿道の土地・建物所有者・住民の方々の理解・協力が不可欠です。

【豊島区内の防災道路(幅員6m)拡幅整備事例】

整備前

整備後



東池袋四・五丁目地区
防災道路BC路線前期路線先行整備区域の概要
道路延長 約96m
(B路線51m、C路線45m)
道路幅員 6m
(従前2.0m~3.5m)

防災道路BC路線の経過
平成13年度 アンケート事前説明会、アンケート調査、個別相談会
平成14年度 権利者個別対応開始、用地取得
平成15年度 BC路線前期路線の沿道の現況測量
平成16年度 道路計画案作成、防災街区整備地区計画の検討
平成17年度~ 用地取得
平成20年度 地区計画の都市計画決定、道路区域変更
平成21年度 先行整備区域の実施設計
平成23年度 先行整備区域の道路整備完了(B1:51m、C1:45m)